

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針

平成 23 年 5 月 20 日

平成 23 年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、2 か月を経過しました。

被災された方々は、なお、多くの方が避難所生活を余儀なくされながらも、生活の再建に向け立ち上がっておられます。市町村や県はその支援のため最大限の努力を続けており、国も力の限りそれをお助けしているところです。今般、平成 23 年度補正予算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等を成立させていただきました。これからも、さらに、被災地域のインフラの復旧、被災者の生活の平常化に向けて、尽力してまいります。

今回、政府として、本格的な復興の取組の段階に至るまでの、当面 3 か月程度の間に取り組んでいく施策をとりまとめました。これは、被災者の方、地方自治体や関係する方、さらに国民の皆様に、私たちの取組の今後の見込みを、ご理解いただくためです。これからも、こうした施策を着実に進め、被災者や市町村と県の取組を支援し、被災者の皆様の生活の平常化に向けて、努力を続けてまいります。

～目次～

<u>1. 避難所等の生活環境の向上</u>	3
(1) 避難所の解消	
(2) 避難所の生活環境の改善	
(3) 在宅被災者等への支援	
(4) 被災者・避難者への情報提供等	
<u>2. 居住の支援</u>	6
(1) 応急仮設住宅の建設等	
(2) 国家公務員宿舎・公営住宅の活用等	
(3) 二次避難者への対応	
<u>3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保</u>	8
(1) 保健・医療・福祉	
(2) 教育・子どもへの支援	
<u>4. がれき処理</u>	11
<u>5. 緊急災害防止対策</u>	12
(1) 河川対策	
(2) 海岸対策	
(3) 土砂災害対策	
(4) 地盤沈下・液状化対策等	
① 排水等	
② 液状化対策	
<u>6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧</u>	15
(1) ライフライン	
① 電力	
② ガス	
③ 燃料	
④ 水道	
⑤ 下水道等	
⑥ 工業用水道	
⑦ 通信	
⑧ 放送	
⑨ 郵便	
⑩ 金融	
⑪ 廃棄物処理施設	

- (2) 交通網の復旧
 - ① 道路
 - ② 鉄道
 - ③ 空港
 - ④ 港湾
 - ⑤ バス・離島航路・物流などの交通ネットワーク
- (3) 農地・漁港等の復旧
 - ① 農林業
 - ② 水産業
- (4) 復興に向けた手法の検討

7. 生活の再建に向けて22

- (1) 被災者生活支援金・災害弔慰金等・生活福祉資金貸付
- (2) 雇用の確保
- (3) 農林業
- (4) 水産業
- (5) 製造業・小売業
- (6) 建設業
- (7) 生活衛生関係営業
- (8) 地域金融の強化

8. 被災者対策全般に係る事項27

- (1) 中央防災会議での検討事項
- (2) 地域の安全と交通の円滑の確保
- (3) 被災地方公共団体への支援
- (4) 市町村への情報提供
- (5) 震災ボランティアの環境整備
- (6) 観光交流の活性化
- (7) 男女共同参画の推進等

(参考)

- 1. 概要29**
- 2. スケジュール30**

1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境、特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援する。

また、被災者の方々に必要な情報の提供をするとともに、各種生活相談を実施していく。

(1) 避難所の解消

- ・ 避難者の数は、一時、全国で 468,653 人、岩手県、宮城県及び福島県の 3 県で 409,146 人であったが、現在は、それぞれ、110,313 人、86,860 人に減少している（5月18日現在）。
- ・ また、避難所は、全国で 2,386 か所、3 県で 872 か所となっており（5月18日現在）、特に、3 県においては最大 1,994 か所であったものが、大幅に減少している。
- ・ 応急仮設住宅、国家公務員宿舎・公営住宅等への二次避難は、20,753 戸となっている（5月16日現在）。
- ・ 8月中旬までには、仮設住宅等への入居を待つ方のために一部の避難所は残しつつ、避難所を解消することができるよう、仮設住宅を早期に建設するとともに、公営住宅や借上げた民間住宅等への二次避難を促進する。併せて、避難所を離れて、旅館・ホテル等に滞在する一時的移転も進める。
- ・ 遠隔地に二次避難する際には、コミュニティを維持したまま避難できるよう配慮することを、関係県・市町村に願います。

(2) 避難所の生活環境の改善

- ・ 発災当初、避難所においては、食料を含む物資の不足が深刻であった。このため、本来、地方公共団体が行う物資の調達・配送を国が肩代わりし対応するなどの支援を講じ、物資不足は解消した。現在、被災地における物流、燃料の供給も回復してきている。
- ・ 避難所の生活環境については、本年 4 月上旬から全避難所に対する定期的な実態把握等を実施し、把握している（把握項目は「水道・電気・ガス・燃料」、「食事」、「下着と洗濯」、「プライバシーの確保」、「医師、看護師又は保健師の巡回等」、「薬」、「入浴」、「トイレ」、「ゴミ処理」の 9 項目）。物

資面での改善、水道・電気などのライフラインに関わるインフラの復旧に合わせて、避難所の生活環境も改善してきている。

- ・ 主な項目について、実態把握開始時と比較すると、「食事」については毎日温かいものが食べられる避難所が 60%から 73%に、「下着と洗濯」については下着の数が充足し洗濯もできる避難所が 53%から 66%に、「プライバシーの確保」については居場所がついたでしきられるなどある程度プライバシーが確保されている避難所が 26%から 47%に、「入浴」については週数回以上入浴可能な避難所（近隣施設での入浴を含む。）が 62%から 68%に、それぞれ改善してきている。
- ・ 地域的に見ると、沿岸部で避難所が多く開設されている地域に所在する避難所については、生活環境が引き続き厳しい状況にある。こうした避難所については、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう、市町村を支援する。
- ・ 避難所での梅雨期の対策や、夏期の暑さへの対策に留意する。
- ・ 避難所の運営を支援する人員を確保するため、他の地方公共団体の職員を被災市町村に派遣する仕組みや、市町村等が被災者を雇用して避難所の環境を改善する取組の活用を促す。

(3) 在宅被災者等への支援

- ・ 在宅被災者のなかにも、厳しい生活環境にある方がおられるので、こうした環境の改善が可能となるよう、市町村の取組を支援する。
- ・ 二次避難者に対して、地元市町村からの情報提供を行っている。引き続き、二次避難者の居所の把握に努めるとともに、必要な情報の提供などについて、関係省庁・地元市町村・県と連携して取り組んでいく。

(4) 被災者・避難者への情報提供等

① 情報提供

- ・ 国は、これまで壁新聞、生活支援ハンドブック、生活再建・事業再建ハンドブック、ラジオ、地方紙、各省庁作成のパンフレットなどを通じ、被災者に必要な生活情報を提供してきた。県・市町村においても各種広報媒体を用いての情報提供が行われてきている。また、各種報道機関においても、情報提供に努めていただいている。

- ・ 引き続き、壁新聞、ハンドブック、パンフレット、インターネットサイト等を用い、在宅の方々を含め、適時適切に被災者・避難者向け生活情報の発信を行っていく。また、情報の伝達状況について、壁新聞のアンケート回収、パンフレット等の配布・設置管理者や特定の被災者への確認などにより適時把握する。

② 被災者への各種生活相談

- ・ 関係省庁等において、相談窓口やコールセンターを設置し、被災者の各種生活相談に応じてきているところであり、引き続き、被災者のニーズに対応した生活相談を行っていく。
- ・ 日本司法支援センター（法テラス）、日本弁護士連合会等が行っている法律相談等についての取組に期待するとともに、こうした団体の取組について、政府からの広報を行い、支援していく。

2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援する。

8月中旬までに大部分の避難所を解消し、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

その際、被災前からの、人のつながり（コミュニティの維持）を重視する。

(1) 応急仮設住宅の建設等

- ・ 岩手、宮城、福島各県に対し、(社)住宅生産団体連合会の応急仮設住宅の生産能力を示した上で早期発注の取組を依頼してきたところ、各県の努力により、5月末時点で約3万戸が完成の見込み。
- ・ (社)住宅生産団体連合会に対して、6月以降3か月で3万戸の供給準備を要請。その結果、資材等の生産能力については現時点における必要戸数分を確保できる見込みであるが、用地の確保が遅れていることから、お盆の頃までの完成を目指し、各県に速やかに残りの用地を確保するよう強く要請するとともに、国土交通省や地方自治体、関係機関の職員を派遣するなど人的支援を行う。これらを通じて被災者の応急仮設住宅への一刻も早い入居を支援する。
- ・ 応急仮設住宅における高齢者や障害者の介護サービス等を確保するため、総合相談、デイサービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有するサポート拠点の設置や、バリアフリー化された福祉仮設住宅の設置を支援する。
- ・ また、住宅金融支援機構による補修資金等への融資を実施することにより、自宅の補修等による住宅確保を支援していく。

(2) 国家公務員宿舎・公営住宅の活用等

① 国家公務員宿舎・公営住宅等の活用

- ・ 被災者を受け入れるため、国家公務員宿舎、地方公共団体の公営住宅等を50,000戸以上確保し、各都道府県等に対し情報の提供を行うとともに、被災者の受け入れ調整を進めてきている。都道府県・市町村等の協力を得て、入居済又は入居者決定戸数は、5月16日時点で9,632戸となっており、

引き続き、国家公務員宿舎・公営住宅等の活用に取り組んでいく。

② 民間賃貸住宅の活用

- ・ 民間賃貸住宅についても、公営住宅等と同様、都道府県が借り上げて被災者に提供する場合に、災害救助法に基づいて国庫負担を実施してきた。加えて、発災以降に被災者名義で契約したものであっても、都道府県の名義に置き換えた場合にも、同様に国庫負担の対象としたところ。5月15日現在、2,300戸で入居済み。
- ・ 不動産業関係団体や民間企業の協力を得て、地元公共団体の意向を踏まえて、被災者向けに民間賃貸住宅の情報提供を紙媒体により実施している。
- ・ これらの施策を通じ、民間賃貸住宅への入居等を活用した、被災者の住居の確保を支援する。

③ 避難所からの一時的な旅館・ホテルへの移転

- ・ 避難所からの一時的な民間の旅館・ホテルへの移転について、引き続き、移動経費・宿泊費ともに無料であることを被災者に情報提供していくとともに、体験者の談話を紹介することなどを通じ、移転の利用を促していく。

(3) 二次避難者への対応

- ・ 遠隔地に二次避難する際には、コミュニティを維持したまま避難することができるよう配慮することを関係県・市町村にお願いしていく。
- ・ 引き続き、二次避難者の居所の把握に努めるとともに、二次避難者への必要な情報の提供などについて、関係省庁・地元市町村・県と連携して取り組んでいく。

3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

被災地における医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

被災地の教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、児童生徒等の就学を支援する。

(1) 保健・医療・福祉

① 応援体制の整備

- ・ これまで医師等の専門職の派遣等に取り組んできたが、引き続き、岩手県、宮城県及び福島県からの医師等の派遣要請を踏まえ、医療関係の全国団体と協力調整し、継続的な医療提供体制を確保する。
- ・ 被災地の大学病院においては、被災医療の拠点形成など、地域医療において果たすべき役割を推進するとともに、被災地以外の大学においても、薬剤や材料等の確保など、大学病院間の相互支援ネットワークを構築する。
- ・ 被災地域における介護サービスの提供に必要な人員を確保する観点から、雇用創出基金事業を活用するとともに、被災地に対する全国的な支援を継続する。

② 巡回健康相談等

- ・ 被災者の二次的健康被害を未然に防止するため、保健師等が巡回して健康相談等を実施し、個別の健康ニーズ・状況の把握、感染症や熱中症の予防対策など、住民の健康管理を継続的に行う。
- ・ 心のケアチームの派遣を継続しつつ、被災地における精神保健医療体制を回復・充実させる。
- ・ 仮設住宅等における孤独死を防止するため、雇用創出基金事業の活用等により、地域社会における要援護者の見守り活動を行う。

③ 施設の復旧等

- ・ 医療施設や社会福祉施設の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率の引上げ等が行われたことを踏まえ、被災した施設を速やかに復旧する。
- ・ 地域医療再生基金を活用して、医療施設の整備を進めるとともに、医療人

材の確保等にも取り組む。

- ・ 被災者への診療を確保するため、仮設診療所（薬局の併設を含む）、仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車を整備する。
- ・ 被災した介護サービス事業者等の事業再開を支援すること等により、必要なサービスを確保する。

（２）教育・子どもへの支援

① 学校施設等の復旧等

- ・ 教育活動等の早期の平常化に向け、学校施設・社会教育施設・研究施設・文化財等の災害復旧や耐震化を含む必要な措置を講じる。
- ・ 研究活動の早期再開に向け、被災研究者の他機関での受入れなどを支援していく。

② 児童・生徒等の就学支援等

- ・ 各都道府県教育委員会等に対し、被災児童生徒等の学校への受入れ、教科書の無償給与、就学援助等の弾力的な扱いを要請している。また、学校運営の本格復旧や児童生徒の心のケア等を行うため、被災県や被災した児童生徒等を受け入れた都道府県に対し教職員定数を加配するとともに、被災した児童生徒等の就学支援やスクールカウンセラーの緊急派遣のための措置を講じる。
- ・ 被災児童・生徒等への支援の充実のための「子どもの学び支援ポータルサイト」を継続する。また、被災地の学校等へのスポーツ選手、芸術家等の派遣やスポーツ教室・文化公演等の開催を検討していく。
- ・ 被災した学生・生徒への就学機会の確保のため、授業料等減免の支援等を実施するとともに、緊急採用奨学金の貸与人員枠を拡充する。また、震災により帰国した留学生等も含め、さらに多くの優秀な留学生に日本で学んでもらうための施策に取り組んでいく。今後、学習支援など子どもたちのケアに関するボランティア活動支援のための仕組みづくりを検討していく。

③ 両親を亡くした子ども等への支援

- ・ 両親を亡くした又は両親が行方不明の子どもについては、児童相談所を

中心に、できる限り親族による引き受けを調整する。その際、親族里親等の制度を活用した経済的支援を行う。

- ・ また、被災した子どもについて、心のケア等の相談援助を行う。

4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態（ゼロ）に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年 8 月末を目途に概ね撤去する。

- ・ 今般の震災においては、地震や津波によって膨大な量のがれき等の災害廃棄物が発生しており、これらの円滑かつ迅速な処理を進めていくことが必要。
- ・ このため、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業については、国庫補助率を嵩上げし、また、地方負担分についても、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村の地方負担分の全額を災害対策債により対応し、その元利償還金の 100%について交付税措置することとした。
- ・ また国では、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、災害廃棄物の処理に関する推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等を示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」をまとめた。
- ・ 生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）については、被災者の方々の日常生活を取り戻すため、優先的にその処理に取り組む必要があり、本年 8 月末を目途に概ね撤去する。
- ・ また、岩手県、宮城県及び福島県においては、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。
- ・ また、今回の震災で発生した膨大な廃棄物の処理のために、広域的な処理体制を確保する必要があることから、被災自治体のニーズを把握するとともに、全国の自治体や関係業界団体に対して協力要請を行ったところ。更に、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理の推進のために、効率的な輸送体制の確保を含め、県を越えた全国規模の広域的な処理体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物の適切な分別により、木くず、コンクリートくず等の有効活用を推進する。

5. 緊急災害防止対策

梅雨期前までの堤防の保全措置、高潮位までの締切等の応急復旧、台風期までの応急補強等、二次災害対策に万全を期す。津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

(1) 河川対策

- ・ 二次災害発生を防ぐべく、盛土による堤防の高さと幅の確保や雨水浸透防止のためのシート張り等による応急対策を実施する。特に、堤防決壊や大規模崩壊など堤防機能を著しく損なっている箇所については、鋼矢板等を用いた仮堤防築造及び盛土等による堤防の応急対策を実施する。これらは梅雨期(6～7月頃)までに完了予定。なお、応急対策箇所は、台風期以降(10月頃以降)に本格復旧を実施予定。
- ・ このほか、被災地域における緊急的措置として、梅雨期までに氾濫注意水位、避難判断水位等の基準水位を見直すとともに、これらの情報提供に努める。

(2) 海岸対策

- ・ 防潮堤や護岸等の海岸保全施設が被災し、背後地の二次災害が懸念されていることから、高潮の侵入防止、内陸部の排水対策の促進を目的として、まず梅雨期までに盛土等により高潮位までの締切を実施し、さらに台風期までに現地発生材等を活用して補強を行う応急措置を講じる。
- ・ 防潮堤等の海岸保全施設の復旧については、関係省庁が連携し、今次津波の外力や被災状況の分析をふまえ、復旧に関する基本的な考え方を示す。
- ・ 津波・高潮などの潮害、風害、飛砂等による後背地の二次災害防止対策として、治山事業等により、樹木の植栽等海岸部の保安林の再生を図る。
- ・ また、海岸防災林の復旧方法等を検討していく。

(3) 土砂災害対策

- ・ 震度5強以上を観測した都県では、梅雨期までに土砂災害危険箇所の点検等を行い、地震で崩壊等が発生した箇所において、緊急的に砂防堰堤等の整備に着手する。更に、台風期までに新たな崩壊等の恐れのある箇所において、砂防堰堤等の整備に着手する。加えて、都県と気象台が連携して、

土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用し、早めの避難を呼びかけているほか、梅雨期前までに雨量計等の応急復旧を行い、台風期までに臨時観測点を設置するなど、復旧及び観測強化に着手する。

- ・ 林地崩壊箇所対策として、二次災害防止等の対策が必要な林地崩壊箇所等について、治山事業等により治山堰堤、防護柵の設置等を実施していく。
- ・ 被災した造成宅地について、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等の実施など、必要な検討をしていく。

(4) 地盤沈下・液状化対策等

① 排水等

- ・ 津波・地盤沈下により湛水した沿岸低平地については、湛水が捜索活動や施設の復旧活動の障害となっており、全国から排水ポンプ車を投入し、早期の湛水解消に向け排水を進めている。また、地盤沈下等により安全度が低下している地域について、関係省庁が連携して二次災害防止対策等を実施していく。
- ・ 津波により湛水した農地等や、排水不能となった排水機場等に災害応急用ポンプ等を配備して、排水対策を行っていく。さらに、降雨に伴う洪水被害防止や作付けに伴う排水量の増加に備えた排水ポンプの配備など、排水支援を強化していく。
- ・ 地元自治体の復興に向けた取組を支援するため、津波による被災地においては、地盤沈下の状況も含めた市街地の被災状況の調査・分析を行い、地元自治体の復興計画の策定作業において活用されるよう必要な検討を行う。

② 液状化対策

- ・ 河川堤防、道路、港湾等の公共土木施設及び農地・農業用施設において液状化が発生していることから、応急復旧等を実施している。また、円滑な災害復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊の派遣や、事前打ち合わせ等を通じた技術的支援も行っている。今後とも、早期復旧に向け、災害復旧事業等において適切に対処していく。
- ・ 液状化の被害実態把握や発生メカニズムの確認等を行い、各公共土木施設の復旧に向けて共通する知見をとりまとめ、各公共土木施設の液状化対

策の検討につなげる。

- ・ 住宅被害に関しては、リ災証明書発行の前提となる住家の被害認定について、今回の東日本大震災の地盤の液状化による住宅被害の実態を踏まえ、その調査・判定方法の見直しを行った。なお、宅地のみ被害が生じた場合を含め、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等を活用して、自宅の再建・補修等を支援していく。
- ・ 液状化に伴う地盤沈下への対応として、面的な地盤強化の方策について、技術的知見に基づく宅地の造成等に際しての基準のあり方を含め、必要な検討をしていく。

6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

社会生活や企業活動の基盤となるライフライン・交通網等のインフラにつき、家屋流出等地域のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐ。

農地・漁港等の復旧を進めるとともに、全ての浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

(1) ライフライン

① 電力

- ・ 東北3県において震災当初に約274万戸の停電が発生したが、5月13日現在、家屋流出等地域(約7万8千戸)、家主不在で送電を保留している家屋(約1万4千戸)、福島県内の立入制限区域(約3万1千戸)を除いて、約3千戸が停電中。(東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電のうち、約3千戸は5月31日までに、約5百戸は6月20日までに復旧見込み)
- ・ 家屋流出等地域については、地域の復旧状況に合わせて、東北電力が地元自治体等ともよく相談しながら、安全作業に留意しつつ復旧作業を進めるよう、東北電力と連携して取り組んでいく。

② ガス

- ・ 都市ガスについては、東北3県において震災当初に約42万戸が供給停止となったが、5月3日までに家屋流出等地域を除いた約36万戸が復旧済。LPガスについても、当初約166万戸が供給停止となったが、5月12日現在、家屋流出等地域を除いて供給可能である。
- ・ 今後、家屋流出等地域のガス及びLPガス関連設備の復旧を23年度補正予算により支援するとともに、ガス事業者が地元自治体とも連携し、安全作業に留意しつつ迅速なガス供給が行えるよう取り組んでいく。
- ・ 仮設住宅へのLPガス供給については、各県から要請のあった6万8千戸以上に対し、LPガスボンベ等を供給できることを確認済みであるが、給湯器の供給についても、在庫を確保し、生産体制を確立していく。

③ 燃料

- ・ 震災により一部供給不足が深刻化した石油供給については、物流機能の

回復や被災SSの仮復旧といった緊急措置により、5月13日現在、東北地方における9割以上のSSが稼働可能になる等、概ね正常化している。他方、甚大な被害を受けた油槽所、SSの早期復旧等のため、23年度補正予算により支援措置を講じている。

- ・ 今後、製油所から油槽所、SSに至る石油サプライチェーンの各段階において、石油供給拠点の災害対応能力等を抜本的に強化するとともに、政府、地方自治体、事業者等の連携の下、緊急時に石油を円滑に供給する体制を整備・強化していく。

④ 水道

- ・ 水道については、12県の水道事業等で断水が発生し、当初は全国432の水道事業者から最大時で355台の給水車を派遣して応急給水を行っていたが、5月11日までに222万戸が復旧し、断水戸数は3県で約7万戸まで減少した。今後、水道の復旧事業に係る国庫補助率の嵩上げ等が行われたことを踏まえ、その速やかな復旧を進めていく。

⑤ 下水道等

- ・ 5月12日現在、沿岸部にある下水処理場19か所が津波等の影響で稼働停止。うち、市街地等から汚水の流入のある10か所では、簡易処理による応急対応を実施しつつ、順次本復旧に着手する。本復旧までの間、簡易処理を段階的にレベルアップしていく。
- ・ 下水管渠については、目視調査で確認されている被害延長は約926km。破損箇所については、仮配管や仮設ポンプ設置等による応急対応を実施しつつ、順次本復旧に着手する。
- ・ 津波等の影響で雨水ポンプ場27か所が稼働停止。梅雨期を目途に仮設ポンプの設置等による応急対策を進め、その後順次本復旧に着手する。
- ・ 集落排水については、岩手県や宮城県など11県、434地区が被災した。被災した市町村へは、各地方農政局等において災害復旧等に関する技術相談を受けるなどの支援を行っている。被災した施設については、簡易処理による応急対応を実施しつつ、今後もこれらの取組を継続するとともに、査定前着工を活用しながら、順次本復旧に着手する。

⑥ 工業用水道

- ・ 工業用水道については、13 都県で 44 事業が被災し、給水停止となった。被災事業者は、他事業者からの応援職員の派遣等の協力を得ながら仮復旧作業を行い、5 月 12 日までに 42 事業で給水を再開した（一部再開を含む）。工業用水の安定供給を確保するため、早期に施設の仮復旧及び本格復旧を支援する必要があることから、23 年度補正予算及び東日本大震災財政援助特別法によって講じた施設復旧に対する財政措置を踏まえ復旧を進めていく。

⑦ 通信

- ・ 震災当初は、ピーク時において、N T T の固定電話では約 100 万回線、携帯電話では 4 社合計で約 14,800 基地局がサービスを停止したが、4 月末までに、N T T 固定電話の交換局、携帯電話の通話エリアは、一部地域を除き、復旧した（5 月 12 日現在、停止は固定電話が約 1.2 万回線、携帯電話基地局が約 500 局にまで減少）。
- ・ N T T 交換局と利用者宅間の通信回線が切断等しているところもあり、地域の復旧状況に合わせて、通信事業者が地方公共団体等とも連携し、順次対応していく。
- ・ 避難指示を受け標準電波の送信を停止した（独）情報通信研究機構（N I C T）の標準電波送信所（田村市）は、その後、現地で作業を行い、送信を再開。当面は、天候の状況に応じて送信・停止を断続的に実施（5 月 13 日現在送信中）。今後、8 月末に遠隔による継続的な運用が可能となるよう、N I C T による取組を支援していく。

⑧ 放送

- ・ 震災当初は、テレビ中継局が 120 か所停波したが、5 月 12 日現在、3 か所にまで減少した（カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はない）。
- ・ 損壊した共同受信施設等の復旧に対する補助、被災地等への地デジチューナー等の無償給付を行い、被災した地域における地上デジタル放送への移行を支援していく。なお、被災が大きかった東北 3 県に関しては、地方公共団体や自治会等の関係者の協力によるデジタル放送への円滑な移行の

ための住民への働きかけが困難となっていることを踏まえ、本年7月24日に予定されていたアナログ放送の停波を最大で一年以内の一定期間延期することとしている（法案を5月10日に国会提出）。

- ・ ケーブルテレビの中長期的な設備の復旧支援については、地方公共団体の復興に関する計画等を踏まえて検討していく。

⑨ 郵便

- ・ 東北3県において、震災当初は全301エリア中44エリアで郵便・ゆうパックの配達業務を実施できない状況にあったが、5月12日現在、福島第一原子力発電所事故周辺の避難区域（原発20km圏内等6エリア）を除く全ての地域で集荷・配達を実施している。
- ・ 津波等により倒壊した支店は、代替施設等を利用することにより業務を再開しているが、局舎、郵便ポストの復旧については地方公共団体の復興に関する計画等を踏まえて検討していくこととしており、復旧に向けた取組を支援していく。

⑩ 金融

- ・ 東北6県及び茨城県に本店のある金融機関の営業店約2,700について、震災直後の3月14日時点では約280が閉鎖していたが、5月12日時点では閉鎖店舗数は91まで減少している。また、一部金融機関においては、他店舗や役場等に設置した臨時窓口での対応に努めている。今後とも、営業店復旧に向けた金融機関の取組を促していく。

⑪ 廃棄物処理施設

- ・ 5月12日現在、岩手県、宮城県及び福島県内の焼却施設79施設のうち11施設が、また、青森県、岩手県、宮城県及び福島県内のし尿処理施設67施設のうち11施設が、地震・津波の影響で稼働を停止している。これらの施設について、復旧に向けて破損箇所の修繕等を進めていく。
- ・ 災害により被害を受けた市町村の廃棄物処理施設については、補助率の嵩上げ等の措置が行われたことを踏まえ、その速やかな復旧を図る。

(2) 交通網の復旧

① 道路

- ・ 高速道路においては、4月1日までに応急復旧が完了し、順次本復旧に着手している。直轄国道においては、4月10日までに迂回路利用を含め応急復旧が完了しており、今後は、国道45号について仮橋の設置等により9月中を目途に広域迂回の解消を図るとともに、片側交互通行の解消等、順次本復旧に着手する。また、都道府県道、市町村道における被災状況の把握に努めるとともに、今後の支援に向け準備を進める。

② 鉄道

- ・ 地震当初、多くの鉄道路線で運休となったが、東北新幹線（4月29日全線復旧済）、東北線（4月21日全線復旧済）等の路線で順次運転を再開した。残る被災鉄道路線についても、できる限り早期の復旧を目指し、復旧に必要な支援を検討する。
- ・ なお、被災鉄道のうち、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部の鉄道の復旧については、被災状況調査の支援を行うとともに、まちづくりの構想等も踏まえ、市街地の再建等と一体となって取り組む。

③ 空港

- ・ 空港については、仙台空港が大きな被害を受けていたが、当面必要な施設の準備が整ったことから、4月13日より、民航機の就航が再開した。
- ・ 震災により被害を受けた各施設（基本施設・航空保安施設等）の早期の復旧を目指すとともに、同様に大きな被害を受けた空港旅客ターミナルビルに対し無利子貸付による支援を行う。
- ・ なお、空港アクセス鉄道についても、できる限り早期の復旧を目指しており、全線復旧に向け、必要な支援を検討する。

④ 港湾

- ・ 震災直後には、八戸港から鹿島港に至る11の国際拠点港湾及び重要港湾が利用不可能となったが、4月25日現在で全ての港湾で、制限付きではあるが一部の岸壁が利用可能になっている。
- ・ 今後は、港湾における災害廃棄物の除去、埋立資材としてのがれきの受

け入れ、放射性物質流出による我が国港湾への入出港に対する影響への対応を行いつつ、産業の復旧のスケジュールに合わせた港湾の早期復旧に取り組む。

⑤ バス・離島航路・物流などの交通ネットワーク

- ・ 被災地域の交通ネットワークの復旧に当たっては、被災地域の復旧状況に伴い日々変化するニーズへの柔軟・弾力的な対応が必要。今後、仮設住宅の整備や離島のインフラ復旧等に対応した生活交通の確保や産業の復旧に向けた物流サービスの展開のため、地方公共団体や交通・物流事業者等の被災状況も踏まえ、既存支援制度の弾力的な運用、中小企業対策等必要な支援に取り組む。

(3) 農地・漁港等の復旧

① 農林業

- ・ 被災した農地・農業用施設については、二次災害の防止と今期の営農に間に合う地区の復旧を中心に迅速に対応しており、査定前着工を活用し、692地区で復旧工事を進めている。さらに、来期の営農に間に合うよう、農家の意向を踏まえて対応する。
- ・ 津波により壊滅的な被害を受けた地域においては、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に基づき、国等が緊急的に災害復旧及び除塩等を円滑に実施する。
- ・ 同様に、被災した治山・林道施設、共同利用の農産物倉庫・処理加工施設や木材加工流通施設等の復旧、農業機械の確保や生産資材購入を支援する。
- ・ 甚大な被害を受けた卸売市場施設については、東日本大震災財政援助特別法により国庫補助の特例を設け、災害復旧に取り組む。

② 水産業

- ・ 漁港、漁場、海岸及び加工施設等の水産業共同利用施設、養殖施設等が甚大な被害を受け壊滅状態にあることから、これらの復旧を早急に行う。漁港等の水産関係施設や周辺漁場等の被災状況を把握し、被災した漁港施設等について、激甚災害法の適用等による、がれきの撤去を含む災害復旧

事業を着実に推進する。同様に、被災した漁協等が所有する加工施設等の水産業共同利用施設の復旧のほか、養殖施設、種苗生産施設の復旧、共同利用施設の機器等の整備を行う。また、漁場のがれきの回収処理等を実施する。

(4) 復興に向けた手法の検討

- ・ 津波被災市街地の復興に向けた地元自治体の取組を支援するため、全ての浸水地域を対象とした被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方公共団体に早期に提供するとともに、被災都市の特性や地元の意向等に応じて想定される復興パターンを分析することで、必要となる復興手法や政策課題に対応したガイドラインの提示につなげる。

7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出や新たな就職に向けた支援策を講じるとともに、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開に向けての支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

(1) 被災者生活支援金・災害弔慰金等・生活福祉資金貸付

- ・ 被災者生活再建支援金について、今回の災害では未だ住宅被害の全容が明らかではないものの、被災者に安心してもらうため、23年度補正予算で520億円を盛り込み、4月28日より各市町村で支給を開始した。り災証明書に代わる簡便な被害確認方法を導入するほか、事務処理体制を強化し、被災者に支援金をできるだけ早く支給する。
- ・ 今回の災害により亡くなられたり重度の障害を受けた方に関して、災害弔慰金又は災害障害見舞金を早期に支給するとともに、被災者に災害援護資金の特例貸付を実施する。
- ・ 生活福祉資金貸付について、一定所得以下の被災世帯に対して、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する生活復興支援資金の貸付を行う特例措置を実施する。

(2) 雇用の確保

① 復旧事業等による確実な雇用創出

- ・ 復旧事業を中心に「地元優先雇用の取組」を進めていくことにより、被災した方々の就労の場を確保する。
- ・ 実施要件の緩和と基金の積み増しを行った雇用創出基金事業について、都道府県や市町村による直接雇用、または、企業やNPO等への委託による雇用により、避難所・仮設住宅での高齢者や子どもの見守り、農産物や観光地のPR等で、被災された方々の雇用機会を創出する。

② 被災した方々の新たな就職に向けた支援

- ・ 『「日本はひとつ」しごと協議会』を中心に、自治体や関係団体が連携して生活支援から効果的な就労支援までを一体的に実施する。また、ハローワークなどによる避難所におけるきめ細かな出張相談を行うとともに、ハ

ローワークの全国ネットワークを活用することにより、被災者対象求人の確保を図り、地元や避難先における就労を支援する。

- ・ 雇入れ助成（被災者雇用開発助成金）などにより、被災した方々の雇用を促進する。併せて、職業転換給付金を活用する等して、地元以外での就職を希望する被災者への支援を行う。また、被災した方々を対象として建設関連分野をはじめとした公的な職業訓練を機動的に拡充・実施するとともに、訓練期間中の生活支援としての給付を支給する。
- ・ 被災学生等のための専用求人の開拓や新卒者の内定取消の防止、被災学生等を積極的に採用する企業による面接会の開催、被災地域における学卒者の職業訓練の受講料の免除など、被災学生等への支援を強化する。また、関係省庁が連携し、関係機関の協力を得て東日本大震災で被災された学生・生徒等への、首都圏で就職活動するための宿泊施設の無償提供や、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与期間延長を実施する。
- ・ 被災者向けの合同企業説明会を開催するとともに、業界団体や中小企業団体に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘していく。
- ・ 未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクトにおいて、被災地域の学生に配慮し選考日や入社日等について柔軟な対応が可能な地元企業の求人情報の検索を行えるようにするなど、被災地域の未内定者等と中小企業のマッチングを支援する。
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ事業）の参画企業の中で、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し公表していく。また、同事業において、被災地域の新卒者等の状況に応じて実習参加時間を短くする等、柔軟に対応していく。

③ 被災した方々の生活の安定

- ・ 雇用調整助成金について、これまでの支給日数にかかわらず、支給限度日数を最大 300 日とすることや被保険者期間 6 か月未満の被保険者も助成対象とするといった特例措置等により、被災企業等の雇用維持への取組を支援する。
- ・ 震災により休業や一時的な離職を余儀なくされた方に対して、失業手当の給付を行う特例措置を講じ、その給付日数について、現行の個別延長給付（原則 60 日分）に加え、更に 60 日分延長し、生活の安定を図る。

(3) 農林業

- ・ 被災農家が災害復旧事業の作業員として積極的に雇用されるようにしていくことや、被災農家が他の農山漁村に移転し、耕作放棄地を利用して農業に従事する場合にも支援を行うこと等により、被災農家の営農意欲を維持していく。また、農作物の作付が困難な地域において、営農再開に向けた復旧作業を共同で行う場合に支援を行う。
- ・ 日本政策金融公庫等による災害復旧関係資金について、無担保・無保証人で一定期間実質無利子での貸付を措置するとともに、貸付限度額・償還期限・据置期間の延長等を行い、金融面から経営再開を支援する。被災食品製造業者・販売業者等に対して、立ち直りを支援するために措置した長期・低利の融資制度を活用して支援を行っていく。
- ・ 応急仮設住宅の建設等に必要な資材が安定的に供給されるようにするため、早期に稼働可能な合板工場等の復旧・整備等を支援する。

(4) 水産業

- ・ 幅広い地域で水産関係に壊滅的被害が生じたことから、早急な経営再建を目指し、漁業継続の意欲のある漁業者が自ら行う、がれきの回収処理等の取組や漁業協同組合等が行う漁船・定置網の漁具の導入を支援する。
- ・ また、漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払に充てるための特別会計への繰り入れの実施や、被災した地域の漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払財源を補助する。
- ・ 漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化するとともに、無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築や保証制度の拡充を行い、漁業の再開等を金融面から支援する。
- ・ 水産加工業の早期事業再開や再建に向け、中小企業等に対する震災関連支援策を積極的に活用していく。

(5) 製造業・小売業

① 中小企業

- ・ 震災直後に、金融機関に対し、既存の債務の返済猶予などの貸付条件変更柔軟に対応するよう要請するとともに、信用保証協会による災害関係保証や、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫による長期・低利の災害復

旧貸付を実施してきた。また、23年度補正予算を活用して、金利の引き下げや貸付・据置期間の長期化、限度額の拡充、保証枠の倍増等を実施し、金融面から経営再開を支援する。

- ・ 被災した商店街に対しては、施設補修や障害物除去に関する資金支援を実施していく。また、被災した中小企業の工場等の施設復旧のための資金・人材面での支援や被災地での貸店舗・貸工場等の整備等につき、地方公共団体と連携し、実施していく。
- ・ 支援策をまとめた広報資料を広く配布してきたところであるが、引き続き支援策を周知し、また、専門家による「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用し、経営再開を支援する。

② 中堅・大企業

- ・ 被災した企業等に対し、商工組合中央金庫・日本政策投資銀行による危機対応融資の拡充、信用力の補完（損害担保）、産活法認定企業に対する出資の円滑化等を行う。
- ・ 駐車場等の敷地を使用する場合や当分の間営業時間を延長する場合等には大規模小売店舗立地法の届出は不要と通知したところであり、これにより、商業流通を通じた被災地の物資ニーズを充足していく。

（6）建設業

- ・ 被災地域における公共工事について前払金の割合を引き上げる等の特例を設けたところであり、その適切な運用による工事代金の早期支払を実施する。また、被災企業を対象に開設したホットラインを活用して、適切な相談に応じる。
- ・ 今後、元請融資制度・下請保証制度について制度拡充を図るなど、建設機械が毀損・流失したことも踏まえつつ、復興を円滑に進めるために必要な支援を検討する。

（7）生活衛生関係営業

- ・ 被災した生活衛生関係営業者に対して日本政策金融公庫の低利融資を行うとともに、仮設店舗の斡旋を行う。また、被災した理容師・美容師が避難所又は応急仮設住宅で暮らす被災者を訪問して理容・美容を行えるよう

にするなど、事業の再開等を金融面・制度面から支援する。

(8) 地域金融の強化

- ・ 国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化し、厳しい状況にある地域経済や中小企業を支援する枠組みである金融機能強化法について、適用要件に係る震災の特例を設けるなどの法改正を検討する。金融機関が経営判断として資本増強が適当と判断する際は、同法の活用の積極的な検討を促すことなどを含め、金融面からの地域経済下支えに万全を期す。

8. 被災者対策全般に係る事項

(1) 中央防災会議での検討事項

- ・ 中央防災会議に専門調査会を設置し、今回の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震動推定・被害想定のあるあり方、今後の地震・津波対策の方向性について、検討する。

(2) 地域の安全と交通の円滑の確保

- ・ 被災地ならではの手口の犯罪や震災に便乗した犯罪の発生が、治安に対する不安を高めている。また、今後の復旧・復興に伴い増大する交通量に対応していく必要がある。
- ・ そのため、被災地への応援部隊派遣による警察力の強化や被災した警察施設、交通安全施設等の復旧により、パトロールや犯罪取締りの強化、交通の安全と円滑の確保に取り組む。

(3) 被災地方公共団体への支援

- ・ 各府省の独自のルートによる派遣に加え、国家公務員の派遣に係る支援の枠組みの整備や職員の派遣を行うとともに、全国知事会・市長会・町村会のシステムなどによる地方公務員の派遣について支援・協力を依頼し、被災地方公共団体のニーズに合う形で人的支援を行っていく。
- ・ また、市町村の行政機能を応急復旧するため、23年度補正予算により、市町村の仮庁舎の建設及び被災者支援に必要な情報システムの復旧等を支援していく。
- ・ 「市町村行政機能サポート窓口」において、引き続き各種相談に応じていく。
- ・ 避難した被災者から避難先の市町村に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村に提供し、避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築し、5月18日現在、一部の被災団体（5団体）を除く、1,742市町村において、避難されている方からの情報提供を受付中であり、今後も避難者の所在地の把握に努めていく。

(4) 市町村への情報提供

- ・ 被災者支援のために講じられた、各種制度の運用に係る弾力的措置、制度改正等については、県・市町村に問い合わせ先一覧を含めて提供し、また、特別措置等の解説集を作成して説明を行ってきているところ。
- ・ 23年度補正予算が成立し、また、東日本大震災財政援助特別法によって財政的支援措置が講じられたことを受け、引き続き、これらの施策の内容等について、県・市町村への情報提供に努めていく。

(5) 震災ボランティアの環境整備

- ・ 自発的な意欲をもって被災者や被災地のために活躍する震災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるための環境を整備していく。具体的には、民間とも連携し、各地の災害ボランティアセンターの体制強化のために必要な調整を行うとともに、各地の災害ボランティアの受入れ状況、申込み先、注意事項等について、最新の情報をインターネット等により発信する。

(6) 観光交流の活性化

- ・ 被災地の観光施設や旅館・ホテル等の営業の平常化に向け、中小企業等に対する震災関連支援策の積極的な活用を図っていく。また、自粛の風潮や風評被害を受け、旅行需要が被災地のみならず全国的に減少しているため、官民一体となった旅行振興キャンペーン等の国内旅行の活性化策、ビジット・ジャパン事業による海外への正確な情報発信やプロモーション等による旅行需要の回復について、引き続き関係者と連携しつつ適切に対応していく。

(7) 男女共同参画の推進等

- ・ 避難所運営や生活の再建に当たっては、男女共同参画の視点に留意し、子ども、女性、高齢者、障害者等多様な人々のニーズに配慮するとともに、こうした人々の参画を促進する。

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(概要)

本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面3か月程度の間に関国が取り組んでいく施策を取りまとめ、地方自治体・関係者の協力を得て、被災者の生活の平常化に向けて努力する。

1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境を改善。特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援。必要な情報の提供と各種相談を実施。

2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅、民間賃貸住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援。

8月中旬までに大部分の避難所を解消、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、被災児童生徒等への支援を充実。

4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態(ゼロ)に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年8月末を目途に概ね撤去。

5. 緊急災害防止対策

梅雨期前まで、台風期までに必要な二次災害対策をそれぞれ実施。

津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

家屋流出等地域におけるライフライン・交通網等のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐとともに、農地・漁港等の復旧を進める。

全浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出、新たな就職に向けた支援、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(スケジュール)

